

1 調査設計計画費及び共同施設整備費については、各タイプ別に定める補助限度額の範囲内で補助を行う。なお、調査設計計画費のうち、マンション建替えに伴う建替え推進決議以後に事業計画作成費等の補助(現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用、敷地設計費、資金計画作成費)を行う場合は、(2)に定める限度額の範囲内で補助を行うことができる。

(1)各タイプ別の調査設計計画費及び共同施設整備費の限度額

タイプ別		都費の限度額 (戸数は計画戸数)
①都心居住推進タイプ	共同化	75万円/戸
	優良住宅供給	37.5万円/戸(※1)
②市街地再整備促進タイプ	共同化	75万円/戸
③マンション建替タイプ	マンション建替え	37.5万円/戸
④既存ストック再生タイプ	省エネ改修タイプ	37.5万円/戸
	省エネ改修以外のタイプ	25万円/戸

※1 東京都住宅供給公社は150万円/戸

(2)マンション建替えに伴う建替え推進決議以後に補助する事業計画作成費等の限度額

対 象	都費の限度額 (戸数は従前戸数)
事業計画作成費(現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用、敷地設計費、資金計画作成費)	5.8万円/戸

2 土地整備費については、従前の建物の形態に応じ、下記の金額を限度とする。ただし、標準単価で積算した金額を上回らないものとする。

①従前がRC造共同住宅の場合	都費の限度額(※2)
	2.5万円/戸 (戸数は従前戸数) ただし、これは住戸面積が40㎡の場合を想定したものであり、これによりがたい場合は②の方法とすることができる。
②従前がRC造共同住宅以外の場合	都費の限度額
	敷地面積当たり2千円/㎡

※2 東京都住宅供給公社は10万円